

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

			資料番号	5-2	担当課	長寿介護課
法令名	社会福祉士及び介護福祉士法	根拠条項	附則第11条 第4項	不利益 処分の 種類	認定特定行為業務従事者の業 務の停止等	
○社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)						
附則第11条						
3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。						
一 心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの						
二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者						
三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者						
四 第42条第2項において準用する第32条第1項第2号又は第2項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者						
五 次項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から2年を経過しない者						
4 都道府県知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。この場合において、当該処分の実施に関し必要な事項は、政令で定める。						
一 前項各号 (第5号を除く。) のいずれかに該当するに至つた場合						
二 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があつた場合						
三 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合						